

○高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則

平成14年 3月26日

高知県公安委員会規則第3号

改正 平成17年 4月 1日高知県公安委員会規則第10号

平成18年 2月17日高知県公安委員会規則第1号

平成28年 1月29日高知県公安委員会規則第1号

令和 5年 4月 1日高知県公安委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号。次条において「条例」という。)第23条の規定に基づき、高知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成17年委員会規則10号・28年1号〕

(実施機関が定める者)

第2条 条例第6条第1項第2号エの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警部補以下の階級にある警察官
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する業務に従事する警部補相当職以下の次に掲げる職員
 - ア 被害者支援に従事する職員
 - イ 暴力団等排除、人身安全関連事案等各種相談を受理する業務に従事する職員
 - ウ 高圧ガス等の危険物又は銃器犯罪事犯の捜査に関する業務に従事する職員
 - エ 警察用航空機又は警察用船舶の乗務員
 - オ 少年補導職員
 - カ サイバー犯罪の捜査に従事する職員
 - キ 捜査資料の整理、分析、調査等に関する業務に従事する職員
 - ク 犯罪手口捜査に関する業務に従事する職員
 - ケ 特殊装備品の管理運用等に従事する職員
 - コ 外国人被疑者の取調べ等の通訳業務に従事する職員
 - サ 鑑識又は鑑定業務に従事する職員
 - シ 交通巡視員
 - ス 交通事故事件現場の写真を図化する業務に従事する職員
- 一部改正〔平成17年委員会規則10号・28年1号・令和5年9号〕

(その他の事項)

第3条 公安委員会が管理する公文書の開示等については、前条に定めるもののほか、知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成2年高知県規則第21号)の規定の例による。

一部改正〔平成18年委員会規則1号・28年1号〕

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が管理する公文書の開示等に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定める。

一部改正〔平成18年委員会規則1号・28年1号・令和5年9号〕

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日高知県公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年2月17日高知県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月29日高知県公安委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則第2条第2号の規定は、この規則の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

附 則(令和5年4月1日高知県公安委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。